

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を改正する省令案（新旧対照表）

（傍線部は改正部分）

改正案	現行
<p>第二条 電波法に基づく命令の規定の解釈に関しては、別に規定せられるもののほか、次の定義に従うものとする。</p> <p>一 四十九の三 (略)</p> <p>四十九の四 「ATCRBS」とは、地表の定点において、航空機の位置、識別、高度その他の情報（飛行場内を移動する車両に関する情報を含む。）を取得するための航空交通管制の用に供する通信の方式をいう。</p> <p>四十九の五 九十三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>別表第二号の三 ACAS, 航空用DME, タカン又はVORを使用する無線局及びILS, MLS又はATCRBSの無線局の周波数（第13条第3項関係）</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) ATCRBSの無線局の周波数</p> <p>ア 地表に開設するもの</p> <p>イ <u>1,030MHz、1,090MHz</u></p> <p>イ <u>ア以外のもの</u></p> <p>1,090MHz</p> <p>(4) (略)</p>	<p>第二条 電波法に基づく命令の規定の解釈に関しては、別に規定せられるもののほか、次の定義に従うものとする。</p> <p>一 四十九の三 (略)</p> <p>四十九の四 「ATCRBS」とは、地表の定点において、航空機の位置、識別、高度その他の情報を取得するための航空交通管制の用に供する通信の方式をいう。</p> <p>四十九の五 九十三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>別表第二号の三 ACAS, 航空用DME, タカン又はVORを使用する無線局及びILS, MLS又はATCRBSの無線局の周波数（第13条第3項関係）</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) ATCRBSの無線局の周波数</p> <p>ア 地表に開設するもの</p> <p>イ <u>1,030MHz</u></p> <p>イ <u>ATCトランスポンダを使用するもの</u></p> <p>1,090MHz</p> <p>(4) (略)</p>